

社会人の  
キャリアアップ

九美で  
“美容師免許”  
を取りませんか？

教育訓練給付金を活用できるようになりました！！

➡ 入学金や授業料などの **最大70%** を給付！

厚生労働大臣指定講座：トップスタイリストコース

 九州美容専門学校

〒860-0848 熊本県熊本市中央区南坪井町10-28

Tel.096-326-2288 Fax.096-326-2268

<http://www.9be.jp>

9be

検索



# 教育訓練給付金制度とは

～支払った教育訓練経費の70%がハローワークを通じて支給される制度～

受講者が支払った教育訓練経費のうち、50%相当額を

ハローワーク等(公共職業安定所)から支給(年間上限40万円)。

更に、受講修了日から一年以内に資格取得等し、雇用保険被保険者として雇用された又は雇用されている場合には20%を追加支給(合計70%)。

※一定の条件を満たした方に支給されます。

対象学科：美容科トップスタイリストコース

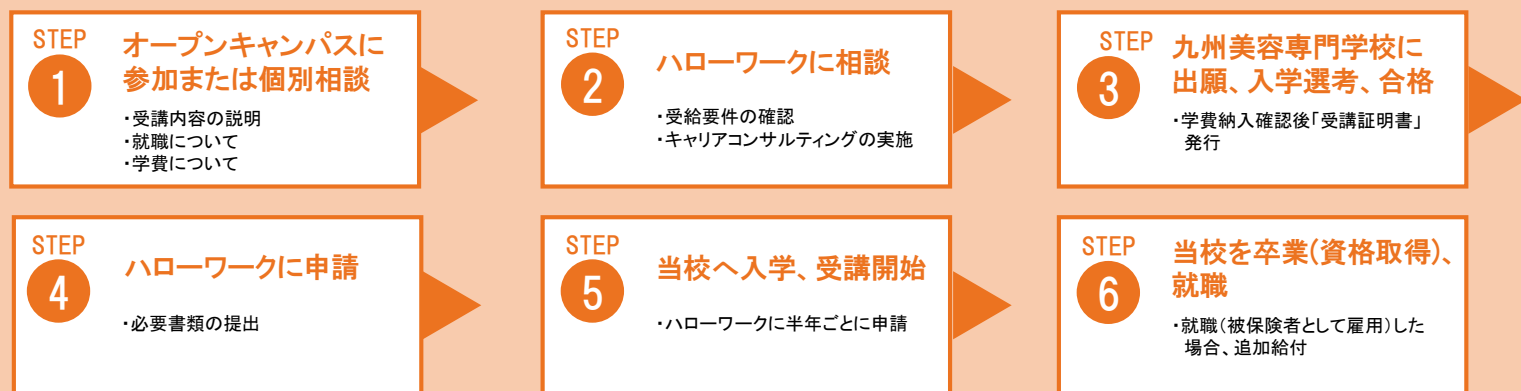
入学金

授業料

教材費

が最大 **70%** ※年間上限額あり  
給付されます。

## ■給付金支給までの流れ



## ハローワークより給付金が支給されます！

### 給付を受けることができる方

専門実践教育訓練に対する教育訓練給付金の支給対象となる方は以下の①又は②に該当する方です。

#### ①初めて受給する場合

受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

#### ②2回目以降として受給する場合

前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までに、通算して3年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

給付の対象となるか、まずは管轄のハローワークで確認してください。